

平成19年度 第2回 北海道入札監視委員会 議事録

平成19年7月26日(木)

13時30分～15時40分

道庁別館10階企業局大会議室

[参加者]

入札監視委員会委員 浅水委員長、白石委員長代理、肥前委員、森川委員、山本委員

発注関係部 農政部農村振興局事業調整課 近藤課長、谷口主幹、宍戸主査、水産林務部総務課 伊藤主幹、高橋主査、建設部建設管理局建設情報課 篠崎課長、高瀬主幹、中村主幹、上谷主幹、田中主査、寺崎主査、木村主査、同部建築局計画管理課 明石課長、山崎主幹、藤田主査、出納局総務課 梅木主幹、吉田主査、阿保主任、向井主任

事務局 総務部行政改革局 谷本局長、行政改革課 生駒課長、橋本主幹、中村主査

(Qは委員からの質問、Aは事務局等からの回答、Oは委員からの意見、要望、委員長進行等、Eは事務局等からの説明)

O 報告事項から説明願います。

E <資料に基づき説明>

O これについてご質問、ご意見ありませんでしょうか。

Q 多様な入札方式の実施ということで、多様な入札方式を60%以上導入したわけですが、どのような入札方式を導入したかという点、ほとんどが簡易公募型の指名競争入札で、一般競争入札とはほとんどないわけですが、これは今までの指名競争入札から多様な入札方式を取り入れて移行する際に、手始めとして取り入れやすい入札方式であるからという理解でよろしいのでしょうか。

A 一般競争入札につきましては、制限付きと条件付き、地域限定型一般競争入札というものがあるのですが、制限付きにつきましては5億円以上ということで枠組みが決まっております。地域限定型につきましては小規模な工事であってもできるのですが、簡易公募の方が発注者として手続き的に簡易で、公示用設計書などを出す時期も後で済むので、事務的にも業務的にも負担が少ないということがありまして、簡易公募の方が多くなっているというのが実態でございます。

Q 特に、多様な入札方式で水産部門が、90%を超えて高い導入率を示しているわけですが、一方で工事の落札率を見ますと水産部門が一番高いのですね。ですから、あまり簡易公募型指名競争入札を導入しても落札率に効果があまりないのかなと感じるのですが、もちろん水産とか分野ごとのいろんな要因も入ってきているのだと思いますが、実際に、簡易公募型指名競争入札を実施されている中で、指名競争入札より、より多くの業者の方が参入なさっているとか、指名競争入札との違い

は現れているという風にお感じになりますでしょうか。

A 入札方式別落札率では、指名競争より簡易公募型の方が全体で行くと若干低いような数字になっております。入札方式で落札率がどう相関するというのはこれだけでは解りにくい面や、分析しにくい面があるのかなと思っております。ただ、簡易公募とか公募したときに、入札参加者が指名よりも逆に少なくなるケースもありまして、指名競争の場合は1億以上の工事ですと15社指名しますけれども、ある条件を付けて公募しますと、実際は10社しか応札しなかったとか、8社だとか、絶対数は指名よりは少なくなるような傾向にあります。

Q 指名されると、本当はあまり参加したくなかった人も指名されたら来なきゃいけない。

A それは、否定できない面もあります。地域要件を設定した後の15社というのはかなりの数になります。ただ、地域要件を設定して、こういう工事はどうですかというときに多少、少なくなるケースもあるということは確かです。

Q 先ほど水産の方は、かなり工事の落札率は高いということだったのですが、委託契約になると水産がかなり低いですね、工事とか委託の種別によって大きく違いができるというのはあるのでしょうか。

A 水産土木の工事につきましては、コンクリートでブロックを作って海中に埋めるという工事が非常に多いものですから、工事のバリエーションが非常に狭いということがあって、工事本体の発注については落札率に差がつきにくいという部分があります。ですから、各公共工事を並べたときに若干高めになるという状況です。委託の場合については、逆の方に作用しまして、委託を受ける業者が、自分のところで色々バリエーションをつけていく部分が、なかなか少ないということもあって、あとは価格面のたたき合いという状況が発生しているということだろうと思っております。

○ 発注機関名別の多様な入札方式発注率で、日高支庁が大変低くなっているのですけれども、先日お聴きましたら、災害復旧の件数が多かったということなのですが、例えば、この資料を作るときに、災害復旧など、国土交通省で事前のBバイCを計算しないでいい項目のうちの維持管理を除くとか、そういう条件をつけて数字をもう一つ出すようなことはできないでしょうか。というのは、努力してもその結果が見えない、災害復旧の多いところは見えなくなってしまう、何もやらなかったように見えてしまうというのは指標としては不適切かなと思うのですが。いかがでしょうか。

A それにつきましては、資料の取り方等、検討する必要がありますので、持ち帰って内部で検討させていただきます。

Q 談合情報の対応で、工事名に錯誤があったというのはどういうことですか。

A 新聞社の方へ匿名の通報がありまして、新聞社から支庁の方に連絡があったのですけれども、その時に工事名を間違えたようです。

Q 誰が、誰にですか

A 新聞記者の方だと思われそうですが。支庁へ伝えるときに間違ったようです。何件かある中で取り違っ

たのかどうか、そこまでは調べていないですけども。その結果、工事を間違えているので談合情報にはならなかったということです。結果的に、談合ではなく違う事由で中止し、同じメンバーで再度入札をかけたということです。

Q 別な工事の名前をいったということですか。

A そうです。

Q その場合の別の工事はどうなったのでしょうか。

Q 正しい情報は新聞社には来ているのですよね。

A その新聞社から、間違えていましたと連絡が入りましたので、わかっていたようです。

Q 正しい情報はこちらには入っていないということですね。

O 正しいかどうか解らないけど、確認しようがないということですね。

Q 談合情報を毎回見っていますが、どう対応したらいいのか難しいのですけれども。この情報が正しいかどうか、確認しにくいわけです。怪しいと思われるので、こういう手続きを取りましたと報告を受けて、それ以上やりようがないと思えば、それで今回はよろしいんじゃないでしょうかというかたちで、毎回こなしていけばいいんですね。

今のところ、現場で対応していますね。入札の取り止めだとか。

O 委員のイメージだとこういう風にしたらいいのじゃないかということは。

O 私としては、どうにも対応のしようがないと。現場でこういう対応をしました、という情報が自分の前を流れていだけで。現場の方がより詳しくて、各件について知っていらっしゃるんでしょから、その方々が適切だと思って対応した方法を受け入れるしかないかなというふうには思っています。

Q 談合情報については、今までは、こちらの委員会では権限というものがなかったのですかね。

A 入札監視委員会設置要綱の所掌事務のなかには含まれていません。意見交換は自由ですが。

Q 今度、談合情報対応手続きが変われば、加わるんですね。

A 談合情報対応手続きが改正になれば、委員会の所掌事務に項目を増やすということになります。

Q 基本的には、調査権がないから対応できない。対応が難しいということなんですよね。実際は。

A なかなか、確認を取るというところまでは、今、委員が言われたように強制的な捜査権というものがなくて、話を聞くだけということしかできないですし、対応としては入札の方式を変えとか、指名であれば指名の業者を入れ替えるとかそういうことをやれば、もし談合があったとしてそれは成立しない

わけですから、そこまでが限界なのかなと。

Q 各件についてどうしようというよりも、こういうのを踏まえて入札制度を考えていく際に生かしていくということくらいでよろしいのでしょうか。

A そうということになると思いますが、極端な例であれば、発注機関はそれぞれの考えで調査して対応するのですが、ある発注機関では、他の発注機関と違って、そのまま入れ替えないでやりましたとかいうような、対応が他と違うことがあれば、当然それは入れ替えてやるべきではないかとかいうようなご意見をいただいて、次回から、それを発注機関に生かしてもらうとか、そういうことはあろうかと思えます。

今までは、大体、入れ替えるなどの形で対応しているのが一般的で、そう極端に対応状況が委員の方々から見てまずいというのは、今まではなかったのかなと思うのですが、そういう例が出てくれば、ご意見をいただいて、それを次から生かしていくということになると思えます。

Q 入札前については、かなりの案件についてそういう対応が事前になされていると思うのですが、入札後の情報の場合は、結果的にはなかなかちょっと難しいということなんですけれども、これは、それぞれの所属機関で適切に評価して、この委員会でも、そういうことが妥当であったか、適切であったかという判断、事後承認的なこととか、或いは、違うプロセスで判定した方が良かったんじゃないかと、そんなことを、次の入札に関連して提案・提言をできるようにするとか、そんな立場で考えるとよろしいでしょうかね。

A 事後の方についてはそうなるかと思えます。

Q ちなみに、総合評価の案件は、入札価格と総合評価点は一致していた案件なのでしょうか。それとも逆転した案件でしょうか。

A これは、最低の価格を入れたものが、最高の評価点を取ったものです。この案件につきましては、30社くらい公募に参加した案件だと思います。事後に談合情報が来たのですが、事情を聞いて、談合の事実が確認できなかったんで、そのまま落札としたとのことでした。

Q 落札率はどれくらいだったんですか。

A すみません、先ほど30社参加といいましたが、それは別の案件で、これは総合評価なので、少なくとも入札参加者数は8社です。落札率は、88.1%です。

Q 次の工事の落札率はいくらですか。

A 91.6%です。

Q それぞれ聴取したが確認できなかったということになっているのですが、現地が具体的にどういう調査をしたのかというのはこちらではわかっているんですか。

A 調査事項は、各社を呼んで、誰が積算したとか、責任者は誰とか、談合の事実はどうなのか、それを聞いて、報告はこちらにも上がってきます。

O 上がって来ているんですか。

A 一応、共通様式がありまして、各社に同じことを聞いて、それをまとめた上で、最終的に調査報告は各発注機関からそれぞれに上がってくるということになっています。

O 他に何かありますか。それでは、次に議事に入りたいと思います。

1番の入札契約制度の適正化に係る取組方針(原案)について、意見のとりまとめを行います。

まず、入札契約の適正化に係る取組方針(原案)に対する改善意見の対応状況について事務局より説明をお願いします。

E <資料により説明>

O 今の説明について、ご意見ありませんか。

Q 電子入札ですけれども、段階的に広げていくということですが、年度ごとに何%ぐらい広げるとか、目標は立てておられるのですか。

A 大まかにいえば、工事は全体の四分の一、半分、四分之三、そして4年後には全部というような。委託についてはもうすこし早めにと、ある程度そういう計画は立てています。ただ、業者さんの方の機器の配置も進んでなければいけない。その辺との兼ね合いもあるんです。

A 基本的には、建設業者ですとランクの上の方から、A, B, C, Dと。すでに国は完全に電子入札化していますので、国の入札に参加しているところは、もう、簡単に導入できるんですよ。逆に発注者側の方の操作の慣れの方が課題であって、下のランクになると、さっき申しましたように、機器の導入とかいう問題があって、なかなか一年くらいでは整備ができない。A, B, C, Dというランク分けで考えています。

あと、委託の方は、設計とか測量やっているところは、パソコン等は慣れていきますので、そちらの方はほとんど心配していませんので、いっぺんに導入可能だろうと。

O 今年の3月に出した、この委員会の改善意見のうちの、大きくって3点、この部分の対応が、困難といいますか、難しいということで、あとは対応している、或いは別途対応という形での対応状況になって、これが意見になるということですね。

Q 一枚目の、「判断は発注部局で行うこととなっている」ところの関係ですけれども、それぞれの現場に、談合情報が入ってきたときに具体的にその情報に関わる方は、お一人なんですか、それとも段階的にですね、ある人が受けましたよ、それで判断を出しました、それからその次の人がその内容を見ましたというようなことでいきますと、何人ぐらいの方が具体的に関わっていらっしゃいますか。

A 土木現業所であれば、委員会がありまして、工事契約課というところで受けるんですけれども、そこと、関係の部長2人、総務課長の5~6人で委員会を構成してまして、そこで議論して、すぐに対応

を決定するという仕組みになっています。

A 支庁においては、現場で、契約担当部局で電話なりで受け、すぐに談合情報対応手続きの窓口の総務課の主幹に入りまして、主幹からまっすぐ関係課長、部長、支庁長と、公正入札委員会を構成しているメンバーに報告を順番に入れていき、支庁長(契約担当者)の方で調査をするかどうかという第一段階の判断をします。ある程度調査基準がありますので、その調査基準に則って判断し、ある程度、各部局統一的な判断でやられていると思いますけれども、その後調査するということになりまして、公正入札委員会を適宜、速やかに開催しまして、審議し、判断していくということになります。

Q 談合情報が入り、担当の部局で委員会を作って対応していただけるんですが、そこに公正取引委員会が入ってくるとか、もっと大げさになって捜査が入るとかいうところまでいかいかないかというのはどう決まるんですか。

A 公正取引委員会とか、今回の改正で警察にも同じような情報を入れるということにしましたから、公正取引委員会と協議していますよと、そういう仕組みを作っております。入れる談合情報は、行政上で整備した第一段階の情報、入札参加者名、入札結果ですとかこういうような客観的な情報は全て提供しております。その内容で不明な点があれば、公正取引委員会からこの点についてはどうでしょうかという聞き取りがありますけれども、公正取引委員会の、実際の調査とか捜査とか、そういう部分については、私の経験上では、出くわしたことはありません。聞くところによると、公正取引委員会は、淡々とデータを整理して、自分たちの持っている調査の内容とか、証拠とか押さえているでしょうから、それに従って、権限に基づく立入調査をしてくるのだと思います。全く予告なしで。あまりいい事例でないですけども、上川支庁の平成11年の公正取引委員会の調査に関しても全く予告なしで入ってきています。

それまでも談合情報対応手続きもあり、暫定的ではございましたけれども、そういう部分では、情報として公取の方にはいつか定かではありませんけれども、そういうデータ集積をして、公正取引委員会は公正取引委員会なりの調査権限に基づいて独自にしていると理解しています。そのへんの情報については、公正取引委員会は出さないですし、おそらく知られてはいけないのだと思いますけれども、公正取引委員会に私たちが情報を提供しているということ、個別に提供しているということは要領には書いてありますけれども、具体的にどういう情報を提供しているかということは公表しないでくれという風に公正取引委員会から言われているものですから、私たちも具体的にどの情報を、どういう風に公正取引委員会に提供していますよと言うのは、公表したり、業者に伝えたりと言うことはありません。

○ 個別の情報については、公正取引委員会にこちらから情報を提供しても、即、動いてくれるということはないわけですね。突然、ある日やってくるということ。個別の談合情報があったときにどうしていくかということは、北海道の各部局、発注している側で対応しておくしかないわけですね。わかりました。

○ 意見のとりまとめなんですけれども、お手元の案のとおり考えてきましたが、いかがなものでしょうか。修文の意見を頂きたいと思いますが。

○ 対応困難なところも、対応するのは難しいなという部分についてこうなっていますので、問題だと思いません。対応状況もこれで問題ないと思えますし、取り立てて問題ないと思えます。

○ 現状できるところは、できると言うことで、ただ、いろいろと手続き見直しの中で、対応困難なところにつきましても、見直しの中で改善できるところは、はじめから困難と言うことではなくて、できるものは順次取り込んでいくということが必要ではないかと思えますね。

○ 対応困難なことについても見直していく

○ 今後の対応の中で、留意はしておいて頂きたいと。取り組めるものは、今後取り組んで頂きたい。例えば、郵便入札制度は取り組みの中で自動的に消えてくるとは思いますけれども、審査を行う専門機関の設置では、「現段階では」とついていますよね、この辺も組織が変わってきた段階では、対応可能になるものなのかどうか出てくるのではないかと思います。そういう点も含めて、はじめから困難ですよと外して、検討しないというのであれば問題が残ると思いますので、いろいろな見直しの中で、今後、取り組むことが可能となってきた段階で、それなりの対応をお願いしたと思います。

○ 基本的にはこういう現状の取り組みを進めて頂いてよろしいかと思いますけれども、これを運用していった中で、問題も出てくるのかと思いますので、その点については、進めながら改善を常に行うということでもよろしいかと。

Q 行き過ぎた低価格受注というのがあるのですが、入札する側から見ますと、仕様書なり契約書の、項目が仔細かどうかによって、知らないところに参入しようとすると、想像がつかないので、思いきり低価格で入れてしまうということは非常にあり得ると思うのです。ここに書いていないのですけれども、こういうことも含まれている、こういうことも含まれていると、これまでおやりになっている業者さんだったらご存じだとか、そういうことが細かく指定されないと行き過ぎた低価格は出てくると思うのですけれども。そういった面での対応というのが対応済みという風に言うのか。契約書の対応とか、性能契約を入れるとかそういったことは、今は入っていない。入っているのでしょうか。

A 取組方針の原案の前書きの中の「はじめに」というところの第1章、「入札・契約制度の適正化に係る動き」の中の項目に「深刻な過剰供給構造となっている建設業において…行き過ぎた低価格受注」と表記していますが、この意味はですね、道は最低制限価格を設定しています。国においては低入札価格調査制度ですが、基準価格を下回る、相手がどういう思いで入札したかじゃなくて基準価格を下回るような落札価格で落札した、そういう趣旨です。

ですから、北海道から言えば、最低制限価格制度という部分で言えば最低制限価格と同額で落札してくる。それらの部分について行き過ぎた低価格という表現を使っております。

Q 最低価格をくぐったら落札できないんですね。

A 道はそうですが、国は低入札価格調査制度ですから、その金額価格でいかなものか調査して、契約するかしないかを決定します。ただ、ほとんどが契約されているのですが。

Q それで問題が出ているのか、いないのか。

A 品質の確保の部分で言うと、施工成績が極端に悪くなる、途中で投げ出す、下請け業者に対するしわ寄せというのが現象としては出てくる。

Q それは、この中に反映されているのでしょうか。

A ダンピング対策というところで、第4章の適正な施工の確保です。ここ以外でも、一般競争入札における適正な資格要件の設定、総合評価方式の導入など品質の確保のための対応と考えております。

Q 最初の質問は、新規参入とかで、細かい内容まで判らずに参入した業者が出してしまったということで、違う種類の低価格ですよね。新規参入で判らずに低価格を付けてしまうところは、意図してここに書き込んではいないと思うのですけれども、最低制限価格制度があり、そういう低い価格を間違っけて付けた業者がはじかれるようにはなっているかという言い方になりますか。

Q 行間を埋めなかったところはやっぱり低い価格を入れるだろうなと私は思うのですが。その結果、最低価格を下回ると逆にペナルティ的な項目がでてきますよということなのですよね。そうすると、最低制限価格以上で入れなさいということなのですよね。

A 委員がいわれているのは、新しい業者が入ってこないんじゃないかと、新しい業者は、入札に当たってどういう工事をしなきゃいけないということがよく判らない、きちんと仕様が出ていないから、普通のところでいけば1億円くらいのが、この程度の工事であれば5千万円くらいでいいやと入れちゃうのが出てくるのではないかというご心配じゃないかと思うのですけれども。

工事に関しては、先ほどA、B、Cという話がでていたのですけれども、入札参加資格の審査というものを2年に一度やって、見積りもできない、技術士だとか設計する方もいない企業は、そもそも入札参加資格がないですから、普通の工事で1億、2億でもいいのですけれども、それを良くわからなくて大幅に下回る入札を入れると言うことは基本的にありえないのです。間違っけて入れることはあるだろうと思うのです。

一桁間違っとか。工事の内容とそれをするためにこの程度しかかからないだろうなと、というのは、新規の業者でも、審査を受けた上で入札参加資格があるかないか判断されますから、それが無いという業者は入札そのものがないですから、入札においては入札参加資格があるかどうかということとを事前に審査しますから、そういう形で間違っけて入れる業者はまずいないんじゃないかと思えます。

Q 私が思ったのは、契約書とか仕様書の分量というのは、例えばイギリスと日本とでは全然違うんです。

あらゆるリスク、こういう場合どうする、あることもないことも全部リストアップされていけば、それを見て、こういうものもあるのだなという風に積算する訳ですけれども、書いてない。日本はその都度協議するので、どこまで対応すべきか書いていないわけですよ。ということは、それを見て、そういうものを全部カットして入札しちゃう方もあり得るわけですよ。

工事の手抜きとか下請けへのしわ寄せも、手抜きするつもりではなかったけど、それはリスクとして考えていなかったとか、そういう可能性もあるわけですよ。そういうことを防いでいくためには、発注する側の書類の改善というか、そういう対応をしていって、そういうことをしてもなおかつ低価格入札がある場合はこういう対応が必要なのだろうなと。

A 工事に関しては現実的にはそういうことがあり得ない。物品だとか役務の提供だとかということであれば、自分の頭の中で考えて、想像するわけですから、人件費も節約できるでしょうし、物を買ってきてただそれを販売するだけなら、単なる手数料だけ入れればいいということであろうかと思うわけですが、工事の場合には、原材料が大部分を占めるわけですよ。基本的に原材料を購入しなければなら

い。

例えば、建設業者、一社で職員を全員、人夫も含めて全部抱えてやっているというようなところはないわけですね。いろんな工事を細分化して、下請けに出している。そういうようなことをやらないとできない仕組みになっているのに、どうやっていいか判らない、どういうものを求められているか判らないという形で入札に参加できるはずがないと思うのです。

ですから、当然、公共工事の入札に参加するものは、そのためにA, B, C, Dという会社の体力、財務力、技術力に応じて発注標準という形で決めてランク分けしているわけですから、少なくともA, B, C, Dの枠の中での技術的な能力を持っている人間が集まってきてやっているというふうに思っております。

ただ、公共工事を受注したことのない方もいらっしゃるでしょうけども、少なくとも民間でそういう経験がない方々は公共事業の資格が取れませんので、最初取りたいがためにということで判らないから低入札で入れるというのは、他の業種ではあり得ると思うのですよ。要するに次に挽回できればいいということになると。工事に関して言えば、それをやった瞬間に途中で投げ出すか、下請けを叩いて手抜きをするか、恐らくそれ以外あり得えない。それこそスーパーゼネコンは別ですよ。体力のあるところは別です。

Q 国と道との違いが新聞等に出ていましたけども、夕張のシューパロありますよね。第1期、あれはかなり落として取って。国は、1期とか2期とかに分かれている場合、2期目の工事の時はかなり歯止めをかけていますよね。

道の場合は、たとえば、1期目で低価格すれすれで落ちましたと、一つのダムを造る場合、それが4期に分かれていて、2期、3期、4期と全て入札で、業者がバラバラということもあり得ると考えてよろしいのですか。それとも1期目をとれば自動的に4期目まで自動的に工事が発注されるかたちになるのでしょうか。

A それは、国と北海道の契約の違いが根本的にある訳です。北海道がダムのような大型工事をやる場合は、債務負担ということで5年なら5年、10年間なら10年間ということで期間を設定して総額で契約します。

Q 全体をですか。

A 全体をです。国のように、本来、債務負担を取るべきものを、ああいう形で分割して発注しているというのは、北海道はやっておりませんので。国は分割しながら、次の工事を随契でやっております。

O そういうことを、お伺いしたかったんです。

A ですから、それを狙って、最初の工事については安く入れて、次で帳尻を合わせるというやり方は可能だったのですが、今は国もそれを規制しております。

Q 債務負担行為の場合は、全体の金額を一旦出させるんですか。

A 工種によって違いますが、例えば、堤体だったら堤体ということで、国は3分割、4分割しているもの全体を一つの工事として発注します。

○ 今、修文として出ているのは、対応困難な部分の見直しできることについては、順次改正していただきたいと思います。

後は、運用上の問題が出てきたときも、そういうことについて、改善しながら進めていただきたいと思います。この2つが出てきたと思うのですが、他にございませんか。

○ それでは、引き続き進めたいと思います。談合情報対応手続きの改正案の意見の取りまとめを行いたいと思います。事務局の方から、改正内容をご説明いただけますか。

E（出納局より説明）

○ これに対する意見について、お手元に配りましたものについて、皆さんの意見を頂いて修文したいと思います。

Q 調べてくれと依頼があって、委員会で結論出すまでの時間は30日以内になっていませんでしたか。依頼があって、委員会を開いて意見を述べるまで、30日という時間が非常にタイトなものになっていると思うのですけれども、このあたりはどうですか。

Q 委員会の3分の2以上ってありますよね。過半数ですか。それじゃ3名ですね

○ まあ、それは臨機応変にやるしかないということですが。

○ 場合によっては、委員会という形じゃなくて、それぞれ証拠をお持ちですね、何回もやるわけにはいかないと思いますので。

Q 委員会を開いてやるということでもないわけですか。

A 委員会の総意として意見が出てくれればよろしいのかなと思いますので。現実問題として、日にちをいくら設定しても、委員会そのものが開けないような日が続けば、それだけで30日過ぎてしまうこともあり得ると思いますので。

ですから、その辺は現実に案件が出てきた場合に、速やかにやる方法としては、委員会に皆さんが集まって頂いた形でやるだけではなく、それ以外の形でも、個々にご説明に行くなりですねいろいろな対応はしていかなきゃならないだろうとは思っております。

○ そういうことを決めなきゃだめなのですよ。

○ そうですね。もし、意見に盛り込むとしたら、躊躇しないで、委員会を有効活用してください。というようなことになるのでしょうか。

A まだ今までやっていないので、どのくらい案件が出てくるかわからないですけども、これがあまりにも出てくることになれば、それに対応したようなことを考えなきゃならないと思います。年に一回とかそのぐらいだったら対応も何とかできると思うのですが。

Q 特定の職員の入札への不当な関与が指摘されたものとか、この委員会に審議を経ることが適当で

あると支出負担行為担当者が認めるものとか、要件がありますから、そんなにたくさんということはないのですか。

A 年に十何件とか、全部ということはありません。かなり特定の部分で、入札監視委員会のご意見を聞かなければというような案件に絞ってということで、そうそうあるとは思えないのです。

O 文書による意見の提出を認めるとか、直接できないのならそういうことも

O 細かいことは手続きの問題なので、意見の中身としなくていいのかなと思うのですが。ただ、期限があるから、こちらに回すのを躊躇してはいけないとか、そのようなことは加えていいのかなと思います。

Q その他入札監視委員会による審議を経ることが適当である案件とは、色々持ってこられるようについていると思うのですけれども、例えばどういうものがありそうなのですか。

A 契約担当部署には質疑応答のような形で、運用通知のような形で知らしめようと思うのですけれども、かなり特定して考えております。

広く何でもかんでもという意味じゃなくて、録音テープが示されたとか、メモなどが提供される場合があるのですが、物的証拠がある場合、物的証拠の評価の仕方もあると思いますが、そういうものが提供されて、どうも公正入札委員会ではなかなか断定しづらいと、物的証拠を持っても談合の確証が得られないという結論が出て、果たしてそれでいいのだろうか、というときに、第三者の意見を伺おうというような趣旨なのです。ですから何でもかんでも調査検証をお願いしようという趣旨ではございません。

いままでそういうケースは、確か録音テープは一度だけあっただけで、メモは今のところないはずで、そういうケースはほとんどないかなとは思っていますけれども、現場の公正入札委員会が判断を迷うものについて審議をお願いしたいと考えております。

O 限定的と言うのであれば、具体的に、こういう場合とか出した方がいいんですか。そこは伏せた方がいいのですか。

A それは、限定した表現でも構わないです。これは色々協議していくなかで、こういう表現に収まったのですけれども、今の例示だけではなくて、他の場合もあり得るかなという想定で、とれるように書いてある。

Q 新旧対照表がついていますよね、具体的にはどこに、

A (8)の(ア)と(イ)に、ここの部分は、通達の下に質疑応答がありまして、その中で明らかにしていこうと思っております。

O あまり、こういう場合のみ入札監視委員会に持って行くというふうに書いてしまうと、入札監視委員会を利用しにくくなる。なかなかあてはまらないケースばかりだったら困りますので、ここは、これでいいと思います。

Q フロー図では、入札監視委員会が、事情聴取の下に談合情報の認否ということで、「または」と表現が入っていますよね、その下にまた談合情報の認否ということで公正入札調査委員会とございますよね、これでいきますと、一度入札監視委員会に対応したものは、最後まで入札監視委員会ではなくて、後は公正入札調査委員会に対応するということになるんですね。

Q 談合情報が一致した場合の部分ですけど、官製談合的な意味合いの部分は、むしろ前段に入っておりますが、一致したという所見の対応については公正入札調査委員会の対応の仕組みにしておりますので、ここはこういう表現になっております。

談合情報が入った瞬間に、事後であっても、入札後でも契約締結後でもいいんですが、官製談合的なもの、職員が関与した談合情報であれば、一致したものも含まれてくるのかもしれないですけども、そういうものを入札監視委員会で審議頂くということはある得ると思えます。基本的には一致した場合については、仕組みとして公正入札調査委員会がやるのだというふうに整理させて頂いております。先ほどの部分に該当して、さらに一致した同様のケースがあれば、入札監視委員会ということもある得るのかなと。

Q この改正後の表で、最後の談合の強い疑いというのは、「入札取り止め」じゃなくて、「入札やり直し」になるんじゃないですか。この3つが、「無効入札」と「入札取り止め」と「落札」、「入札」じゃなくて、「入札やり直し」になるんじゃないですか。

A 入札を取りやめて入札を新たにしなおすという。

Q やめるということは、結局無効入札と同じことだから、そこに決めるか決めないかだから、2つとも無効ということでは同じではないのですか。

A その後の手続き的には同じになるかと思えますけれども、談合の事実ありというところでは、道の手続き上入札を無効にするという取り扱いができることとなっております。談合の疑いが強いというような判定の場合は、事実があれば規則上無効入札という規定があるのですけれども、談合の疑いが強いと言うところでは、まだ、無効入札とは言い切れないものですから、苦渋の判断ではあるのですけれども、ここは入札取り止めという手続きを採用することにしております。

Q でも、これは入札後ですよ。

A そうです。

Q 入札がなかったことにするということですか。

A 入札の落札決定をしないということですか。

O 落札決定をしないということですか。判りました。

O 他にありませんか。それでは、どうしましょうか、時間の問題がありますから、こちらとしては、迅速に対応するから、みたいなことを、修文して出しますか。時間の問題がありますが、もし、依頼があればこちらとしては迅速に対応するのかなんとかということ。これに対する委員会の心構えみたいなもの

の書いてもよろしいわけですね。案に対する意見ではありますけれども、一生懸命やりますみたいな。

○ 異論がなく受けますよということで、すべて、表現、包括しているかなというふうに取っていいのかなと思いますけれども。

実際、1週間とか10日でやるとかいうのであれば、これは事実上難しいかなと思いますけれども、30日のなかでいけば、全てが必ずしも時間的に短いわけじゃなくて、案件によったら、30日の間でも処理できるのであれば。例えば、30日を伸ばせということになれば、意見ということになるんですが、そうでなければ、特にそんな時間的な問題を意見としては、なくてもいいのかなと思うんですけれども。

○ 期限内にやるのだというスタンスでありますけれども。

○ 逆にやらざるを得ないという状況です。

○ じゃあ、特に異論はないということでもよろしいですか。それではそうさせていただきます。

○ 抽出審議案件についてですね。よろしくをお願いします。

E 前回と前々回で予定に上がっていたものの中から選ぶということでもよろしいですか。

○ よろしいですか。

E 建築局と日高支庁の方と2つあったんですけれども。

Q だいたい、一回りしたのですよね。

A はい。新たな気持ちで選んで差し支えない状態です。

○ 日高支庁のなかからピックアップして行います。よろしいですか。

○ 公共調達に係る外部通報窓口の設置についてと北海道入札監視委員会設置要綱の改正についてということで、事務局の方から説明してください。

E (事務局から説明)

Q 外部窓口の設置はどういう経緯でこういう流れになったのですか。

A 全国知事会の入札改善の提案の中に含まれていた事項です。

A 宮崎、和歌山、福島が3知事が逮捕されたということを受けて、全国知事会で色々な改善を提案した中の一つとして、職員が内部のことで何か知った場合については通報する窓口を設置することです。

実は、職員が知り得たことで、実は談合があったとか、上司からこういうことを言われたというようなものは、行政改革課のほうでもう受け付けているのですけれども、今般、知事会の中で、職員が名前を言うということから、なかなか言い出しにくい面があるんじゃないかということで、外部の人に職員が通報して、外部の人が、調査の窓口である庁内には、名前を消して、通報内容だけこちらにくるということにすれば、職員としても名前を知られないで通報ができるから、通報しやすいんじゃないかと、職員の通報窓口を今までの内部、道でいえば行政改革課だけではなくて、外部のどなたかにという制度を作ってはどうか、ということで知事会の方針として出たものですから、それを受けて、今般、こういう形で整理させて頂くということにしたということです。

Q 道職員の皆様に、こちらの電話番号を教えるということで。

A 職員だけにです。外部の方には別の窓口がありますのでそちらに 부탁드립니다ということになりますので、職員からだけのもを受け付けて頂くということにしております。

Q 皆さんにお知らせする方法は

A 庁内の職員あてのイントラネットなどもありますので、そこにこういう窓口がありますということで、通報する事案が出ればこちらへと。

内部として名前が知れてもいいんだということになれば、私どもに直接いただければよろしいですし、そうでなければ外部の窓口ということでそちらへ通報するというので、方法が、新たに一つ加わりましたよということです。

O 他にご質問等ございませんか。なければ本日のすべての議題これで終了します。